

「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の改正に関する意見募集結果について

令和 8 年 5 月 1 日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和 8 年 3 月 1 9 日（木）から令和 8 年 4 月 1 8 日（土）まで、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の改正に関する意見の募集を行いました。

提出されたご意見とご意見に対する考え方について、別紙のとおり公表いたします。

提出されたご意見は 1 0 件であり、行政手続法 4 3 条第 2 項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。なお、本件と直接関係がないため掲載しなかったご意見が 4 件ございました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和 8 年 3 月 1 9 日（木）から令和 8 年 4 月 1 8 日（土）まで
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール、F A X

2. 意見数

提出意見 1 0 件

3. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課意見募集担当
電話番号：03-5253-8111（内線41-252）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
運賃・料金、付帯料金、立替料金いずれもが手数料を引いた額が下限額や実費額を下回る場合は行政処分の対象とすべきである。	賛成意見として承ります。
原資が無いものに対して手数料を支払う事を抑制する内容であり、逆ザヤ(事業者負担)を防止・予防する事になると考えますので賛成致します。	賛成意見として承ります。
手数料等によって、実収入が下限額を下回することは運賃制度に反するため、手数料等の商慣行は是正すべきである。	届出運賃において手数料等の額を含んで算定しています。また、手数料等は事業者同士の自由な競争の下で取引されており、貸切バス事業者が様々な割引を受けることを考慮して、割引としての性質を有しながら手数料等の名目で旅行会社等と取引している実態を踏まえ、実費に対する手数料等の取扱いを明確化することとしています。
実費にかかる手数料は廃止すべきではないか。 (類似意見：１件)	手数料等は事業者同士の自由な競争の下で取引されており、貸切バス事業者が様々な割引を受けることを考慮して、割引としての性質を有しながら手数料等の名目で旅行会社等と取引している実態を踏まえ、実費に対する手数料等の取扱いを明確化することとしています。
有料道路代の割引額を超える手数料等の支払いは運賃違反の対象とすべきである。	有料道路代の割引額は月間の利用料など様々な条件の下で事後に割引額が適用されるため、個々の運送引受けに対して、手数料等としてどれだけ割引額を反映するのかについては、バス事業者の経営判断と考えます。